

## 千葉労働局 第10次粉じん障害防止総合対策

### 第1 目的

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するためには、事業者が粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)及びじん肺法(昭和35年法律第30号)の各規定に定める措置を講ずることに加え、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進することが重要である。

千葉労働局第10次粉じん障害防止総合対策(以下「総合対策」という。)は、これら事業者が講じなければならない措置等の実施を推進するため、じん肺新規有所見労働者の発生状況、9次にわたる粉じん障害防止対策の推進状況等を踏まえ、当該対策の重点事項及び労働基準行政が実施する事項を定めるとともに、事業者が講じなければならない措置等のうち、重点事項に基づき今後5年間において事業者が特に実施すべき措置を、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」(以下「講ずべき措置」という。)として示し、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

### 第2 総合対策の推進期間

令和5年度から令和9年度までの5か年とする。

### 第3 現状分析

第9次粉じん障害防止総合対策(以下「第9次総合対策」という。)までの期間のうち、労働基準行政情報システムにおいて記録が登録されている平成10年から令和4年まで間に千葉労働局(以下「局」という。)管内において、粉じん作業により新規に有所見者となった労働者数の推移については、別添1「粉じん作業別年別新規有所見者数の推移(以下「新規有所見者数の推移」という。)」のとおりである。

新規有所見者数の推移は、平成20年代以降大幅に減少しているものの、令和3年を除きいまだ毎年新規有所見者が発生している状況にある。

### 第4 総合対策の重点事項

第9次総合対策に続き、粉じんばく露防止対策を推進するため、以下の事項を重点事項として推進を図る。

#### 1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保

護具の適正な選択と使用の徹底並びに粉じんの有害性と対策の必要性について周知及び指導等を実施する。また、作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分され、その改善が困難な場合は、個人サンプリング法等による濃度測定結果に基づく有効な呼吸用保護具の使用が義務化され、令和6年4月から施行される所であり、その定着に取り組む。

## 2 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

令和3年4月から施行されたずい道内の粉じん濃度の測定結果を踏まえた有効な電動ファン付き呼吸用保護具の使用も含め、引き続きずい道等建設工事に係る粉じん障害防止対策に取り組む。

## 3 じん肺健康診断の着実な実施

粉じん作業に従事する労働者に対して、適切に健康管理措置を進めていくためには、事業者が行うじん肺健康診断について着実に実施されるように取り組む。

## 4 離職後の健康管理の推進

離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する。

## 5 アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策

局内においては、第9次総合対策期間(5年間)における粉じん作業別の新規有所見者数は9人であり、アーク溶接作業の新規有所見者数は1人であるが、中長期的な新規有所見者数では、アーク溶接作業が最も多い状況であるため、今後もアーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策を推進する。

# 第5 局及び労働基準監督署(以下「署」という。)の実施事項

## 1 局の実施事項

### (1) 関係団体等に対する指導等の実施

#### ア 労働災害防止団体、事業者団体等に対する要請等

県内の労働災害防止団体、関係事業者団体等(以下「関係事業者団体」という。)を通じて、構成事業場に対し、「講ずべき措置」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容の周知徹底及び健康管理手帳制度の周知を要請するとともに、構成事業場においても、労働者や関係請負人(一人親方等を含む)に対して、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容を周知することを要請する。

また、関係事業者団体を通じて、構成事業場に対し、「講ずべき措置」の実施状況を確認するため、別添2「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」に係る自主点検票」を活用する等により自主点検を実施すること及び当該自主点検結果に基づき、必要な粉じん障害防止対策を自

主的に実施することを要請する。

さらに、必要に応じて、関係事業者団体が行う粉じん作業を有する会員事業場への普及啓発活動の場を活用して、粉じん対策に関する説明を行う等の連携を図る。

#### イ 粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

##### (ア) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

粉じん障害防止対策を効果的に推進するためには、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識を高揚させ、自主的な粉じん障害防止対策の実施の活性化を図ることが重要である。

このため、全国労働衛生週間準備期間の9月を引き続き「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とし、関係団体等に対し、構成事業場へのパトロールの実施等、当該月間中における各種行事の開催を要請する。

##### (イ) 粉じん対策の日

粉じん作業を有する事業場に対し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的を実施させ、その定着を図るため、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定するよう指導する。

##### (2) じん肺診査における精度確保

じん肺の診査に係る制度の適切な運用にはじん肺診査の体制の維持が必要不可欠である。診査時にじん肺所見の見落としはあってはならないことから、地方じん肺診査医には、放射線科医と呼吸器内科医を両方任命するよう極力努める。じん肺診査の体制については、人材の確保が極めて重要であることから、局においても、日頃から機会を捉えて地方じん肺診査医の候補者の情報収集や人材育成、地域の医療機関との関係構築に努める。

##### (3) ずい道等建設工事の発注者に対する要請等の実施

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期すためには、工事発注者が粉じん障害防止対策の重要性を理解し、必要な措置を講じることが重要である。このため、国の出先機関及び地方公共団体等との間の建設工事関係者連絡会議等を通じて、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(以下「ずい道粉じん対策ガイドライン」という。)に基づく対策を実施するための経費の確保について、要請を行うとともに、建設業労働災害防止協会が策定した「令和2年粉じん障害防止規則等改正対応版ずい道等建設工事における換気技術指針」(令和3年4月)についても、必要に応じ、参照するよう周知する。

## 2 署の実施事項

### (1) 集団指導、個別指導、監督指導等の実施

集団指導、個別指導、監督指導等の各種行政手法を効率的に組み合わせ、「講ずべき措置」をはじめとして、粉じんの有害性や、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の必要な事項について、効果的に周知徹底を図る。

特に、上記第4の1「呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底」及び3「じん肺健康診断の着実な実施」については、重点的に指導を行い、じん肺健康管理実施状況報告が未提出の事業場に対しては提出を指導する。

また、監督指導の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合は、司法処分として送検することを含め、厳正な措置を講じる。

さらに、事業者に対して健康管理手帳制度を周知すること等により、離職するじん肺有所見労働者に対する健康管理対策の推進を図るとともに、健康管理手帳交付対象者に対して当該手帳交付時に、健康管理に係る留意事項等を十分指導する。

#### (2) 計画の届出の徹底及び適正な審査

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条に基づく計画の届出の徹底を図り、その適切な審査を行う。

また、ずい道等の建設等の仕事に係る計画の届出がなされた際には、ずい道粉じん対策ガイドラインに沿った計画となっているか確認する。

#### (3) 電動ファン付き呼吸用保護具の着用

電動ファン付き呼吸用保護具は、粉じん則等において、特定の作業に労働者を従事させる場合に着用させることが義務付けられているが、その性能の高さから、当該特定の作業以外においても、これを活用することが望ましいことに鑑み、上記の指導・審査時等において、事業者に対して電動ファン付き呼吸用保護具の着用を勧奨するとともに、電気機械器具の一種であることに鑑み、現場の状況に応じ電気機械器具防爆構造規格(昭和44年労働省告示第16号)に適合した電動ファン付き呼吸用保護具の選択及び使用を要請する。

なお、ずい道等建設工事においては、要求防護係数に基づく有効な電動ファン付き呼吸用保護具の使用及び作業主任者の職務について、必要な指導を行う。

#### (4) 中小規模事業場への支援

中小規模事業場に対しては、千葉産業保健総合支援センターまたはその地域窓口である地域産業保健センターが行う労働衛生コンサルタント、産業医等の専門家による相談事業(事業場訪問を含む。)等の活用を図るよう指導する。

また、粉じん対策指導委員等による技術的援助が必要と考えられる事業者が認められた場合は、局へ報告すること。

## 粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置

千葉労働局

### 第1 趣旨

事業者は、粉じんさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）の各規定に定める措置等を講じなければならない。また、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害防止のための自主的取組を推進することが望まれる。

本「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」は、これら事業者が講じなければならない措置等のうち今後5年間において事業者が特に実施すべき事項及び当該事項の実施を推進するために必要な措置をとりまとめたものである。

なお、じん肺所見が認められる労働者数は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要であり、業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な使用を推進する必要があること、粉じん則等が改正され、坑内作業場における粉じん障害防止対策の強化等がなされたこと、また、じん肺所見が認められる労働者及び離職時又は離職後にじん肺所見が認められる者の健康管理措置を進める必要があること、さらにはアーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策の推進を図る必要があるところである。

こうしたことから、第10次粉じん障害防止総合対策においては、「呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底」「ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策」「じん肺健康診断の着実な実施」「離職後の健康管理の推進」「アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策」を重点事項として、主としてこれら事項において事業者が重点的に講ずべき措置について記述している。

### 第2 具体的実施事項

#### 1 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底

事業者は、粉じんの有害性を十分に認識し、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。

#### (1) 保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進

令和5年5月25日付け基発0525第3号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」に基づき、作業場ご

とに「保護具着用管理責任者」について、衛生管理者、安全衛生推進者または衛生推進者等労働衛生に関する知識、経験等を有する者のうちから選任し、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させること。

なお、顔面とマスクの接地面に皮膚障害がある場合等は、漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「保護具アドバイザー養成・確保等事業」において養成された保護具アドバイザーに相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保すること。

## (2) 電動ファン付き呼吸用保護具の使用

電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクを使用する場合と比べて、一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されるなどの観点から、より有効な健康障害防止措置であり、じん肺法第20条の3の規定により粉じんさらされる程度を低減させるための措置の一つとして使用すること。

なお、電動ファン付き呼吸用保護具を使用する際には、取扱説明書に基づき動作確認等を確実に行うこと。

## (3) 改正省令に関する対応

令和4年5月の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令による改正において、第三管理区分に区分された場所で、かつ、作業環境改善困難場所では、厚生労働大臣の定めるところにより、濃度を測定し、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること、当該呼吸用保護具に係るフィットテストを実施することが義務付け(令和6年4月1日施行)られたことから、これらの改正内容に基づき適切な呼吸用保護具の着用等を行うこと。

## 2 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

### (1) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底

事業者は、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(平成12年12月26日付け基発第768号の2。以下「ずい道粉じん対策ガイドライン」という。)に基づき、粉じん濃度が $2\text{mg}/\text{m}^3$ となるよう、措置を講じること。また、必要に応じ、建設業労働災害防止協会の「令和2年粉じん障害防規則等改正対応版ずい道等建設工事における換気技術指針」も参照すること。

特に、次の作業において、労働者に使用させなければならない呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具に限られ、切羽に近接する場所の空気中の粉じん濃度等に応じて、有効なものとする必要があることに留意すること。

また、その使用に当たっては、粉じん作業中にファンが有効に作動することが必要であるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付け等を行うこと。

ア 動力を用いて鉋物等を掘削する場所における作業

- イ 動力を用いて鉋物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
- ウ コンクリート等を吹き付ける場所における作業

なお、事業者は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 88 条に基づく「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は所轄労働基準監督署長に提出する場合には、ずい道粉じん対策ガイドライン記載の「粉じん対策に係る計画」を添付すること。

## （ 2 ）ずい道等の掘削等作業主任者の職務の確実な実施

令和 4 年 4 月 1 日からずい道等の掘削等作業主任者の職務内容（労働安全衛生規則第 383 条の 3）が追加されていることから、以下の改正事項を含め作業主任者の職務を確実に行わせること。

- ア 換気等の方法を決定し、労働者に使用させる呼吸用保護具を選択すること。
- イ 呼吸用保護具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- ウ 呼吸用保護具の使用状況を監視すること。

## （ 3 ）健康管理対策の推進

### ア じん肺健康診断の結果に応じた措置の徹底

事業者は、じん肺法に基づくじん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

### イ 健康管理システム

粉じん作業を伴うずい道等建設工事を施行する事業者は、ずい道等建設労働者が工事毎に就業先を変えることが多い状況に鑑み、事業者が行う健康管理や就業場所の変更等、就業上適切な措置を講じやすくするために、平成 31 年 3 月に運用を開始した健康情報等の一元管理システムについて、労働者本人の同意を得た上で、労働者の健康情報等を登録するよう努めること。

### ウ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン（平成 9 年 2 月 3 日付け基発 70 号）」に基づく健康管理教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、一方、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対し、肺がん検診の受診及び禁煙について強く働きかけること。

## （ 4 ）元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

元方事業者は、ずい道粉じん対策ガイドラインに基づき、粉じん対策に

係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行うこと。

### 3 じん肺健康診断の着実な実施

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、労働者のじん肺健康診断に関する記録の作成に当たっては、粉じん作業職歴を可能な限り記載し、作成した記録の保存を確実にすること。

### 4 離職後の健康管理の推進

事業者は、粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」(平成29年3月策定。以下「ガイドブック」という。)を配付するとともに、ガイドブック等を活用し、離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知すること。その際、特に、じん肺合併症予防の観点から、積極的な禁煙の働きかけを行うこと。なお、定期的な健康管理の中で禁煙指導に役立てるため、粉じん作業に係る健康管理手帳の様式に、喫煙歴の記入欄があることに留意すること。

また、事業者は、粉じん作業に従事させたことがある労働者が、離職により事業者の管理から離れるに当たり、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等、離職後の健康管理に必要な書類をとりまとめ、求めに応じて労働者に提供すること。

### 5 アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策

アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策等の推進を図る必要があることから、事業者は、必要に応じ、これらの粉じん障害防止対策等について、第9次総合対策の「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の以下の措置を引き続き講じること。

- (1) 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則(平成24年4月1日施行)の内容に基づく措置の徹底
- (2) 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善
- (3) 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
- (4) 健康管理対策の推進
- (5) じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

### 6 その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

事業者は、上記の措置に加え、作業環境測定の結果、じん肺新規有所見労働者の発生数、職場巡視の結果等を踏まえ、適切な粉じん障害防止対策を推進すること。

粉じん作業別年別新規有所見者数の推移

千葉労働局

元号	年	別表第1	1号	1号の2	2号	3号	3号の2	4号	5号	5号の2	5号の3	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号	19号	旧20号	20号	20号の2	21号	22号	23号	24号		
作業名			鉱物等掘削	ずい道等内部鉱物等掘削	鉱物等積み卸し等	坑内鉱物等破砕等	ずい道等内部鉱物等積み卸し等	坑内鉱物等運搬	坑内鉱物等充てん等	坑内電気・機械設備移設等	坑内電気・機械設備移設等	岩石・鉱物切断等	岩石・鉱物・金属研ま等	炭素原料等破砕等	粉状鉱石等袋詰め等	粉状アルミ等袋詰め	粉状鉱石等炭素原料混合等	ガラス原料等混合等	陶磁器等原料混合等	炭素原料等混合等	砂型解体等	船倉内鉱物等のかき落とし等	鑄込み等	鉱さい、灰かき落とし等	耐火物かま等築造・解体等	アーク溶接、ガウジング	溶断、ガウジング	アーク溶接	金属溶射等	い草倉入れ等	長大ずい道床つき固め等	石綿		
合計(人)			55	2	1	4	0	3	0	0	0	7	47	1	2	0	5	5	3	0	10	1	19	3	24	96	3	2	14	0	1	39		
H	10	年	66	3	-	1	1	-	1	0	0	-	0	11	0	0	0	1	2	0	0	6	0	10	0	6	26	-	-	1	0	0	0	
H	11	年	28	5	-	0	0	-	0	0	0	-	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	3	12	-	-	2	0	0	2	
H	12	年	39	3	-	0	0	-	0	0	0	-	0	10	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	18	-	-	8	0	0	1		
H	13	年	11	5	-	0	0	-	0	0	0	-	2	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	2	2	-	-	0	0	0	1	
H	14	年	9	3	-	0	0	-	0	0	0	-	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	-	-	1	0	0	1	
H	15	年	18	3	-	0	3	-	0	0	0	-	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	6	-	-	1	0	1	0
H	16	年	20	4	-	0	0	-	0	0	0	-	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9	-	-	1	0	0	1
H	17	年	27	8	-	0	0	-	0	0	0	-	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	-	-	0	0	0	9	
H	18	年	28	5	-	0	0	-	1	0	0	-	0	3	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	1	2	3	-	-	0	0	0	9	
H	19	年	20	3	-	0	0	-	1	0	0	-	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	3	4	-	-	0	0	0	4		
H	20	年	15	4	-	0	0	-	0	0	0	-	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3	-	-	0	0	0	3		
H	21	年	6	0	-	0	0	-	0	0	0	-	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	-	-	0	0	0	1		
H	22	年	7	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	-	-	0	0	0	1		
H	23	年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	-	-	0	0	0	0		
H	24	年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0		
H	25	年	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	-	0	0	0	0	0	1		
H	26	年	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	1	0	0	0	2		
H	27	年	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	1		
H	28	年	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	-	1	0	0	0	0	1		
H	29	年	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	1	0	0	0	0	0		
H	30	年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	-	1	0	0	0	0		
R	1	年	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	1		
R	2	年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	1	0	0	0	0		
R	3	年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0		
R	4	年	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0		

粉じん別表第1の旧20号は、平成24年より20号と20号の2(金属をアーク溶接する作業)となっている。

## 「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」に係る自主点検票

点検日 令和 年 月 日

事業場名（建設業の場合は現場名）	
代表者名（現場所長名）	
作業内容（粉じん作業の種類）	

粉じん対策				
項番	重点項目	内容	適否	備考
1	呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底	呼吸用保護具管理責任者を選任しているか。		呼吸用保護具の着用の重要性を労働者が認識することも重要であることから、労働者に対する教育も行うこと。
		呼吸用保護具管理責任者が防じんマスクの適正な選択等の業務に従事しているか。		漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品協会にて養成された保護具アドバイザーに相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保すること。
		電動ファン付き呼吸用保護具の使用を検討しているか。		電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクと比べて、一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されるなどの観点から、より有効な健康障害防止措置であり、じん肺法第20条の3の規定により粉じんにさらされる程度を低減させるための措置の一つとして使用すること。
		常時特定粉じん作業を行う屋内作業場において粉じん濃度の作業環境測定を実施しているか。		粉じん障害防止規則第25条参照。
		作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分された場所のうち作業環境改善困難場所では、個人サンプリング法等による粉じん濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させているか。		令和4年5月31日付け基発0531第9号参照。令和6年4月1日から施行
		呼吸用保護具に係るフィットテストを1年以内ごとに1回実施しているか。		令和4年5月31日付け基発0531第9号参照。令和6年4月1日から施行
2	ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策	「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づき、粉じん濃度が $2\text{mg}/\text{m}^3$ になるような措置が講じられているか。		令和2年7月20日付け基発第0720第2号参照

項番	重点項目	内容	適否	備考
2	ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策	動力を用いて鉱物等を掘削する場所における作業、動力を用いて鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業、コンクリート等を吹き付ける場所における作業について電動ファン付き呼吸用保護具を労働者に使用させているか。		
		じん肺法に基づくじん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行っているか。		
		健康情報等の一元管理システム「ずい道等労働者健康情報管理システム」について、労働者本人の同意を得た上で、労働者の健康情報等を登録しているか。		
		「ずい道等労働者健康情報管理システム」の登録済プレートを掲示しているか。		
		元方事業者の場合は、ずい道粉じん対策ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行っているか。		
3	じん肺健康診断の着実な実施	じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出しているか。		毎年、翌年の2月末までに報告すること。 じん肺法施行規則第37条参照
		じん肺健康診断に関する記録の作成に当たって、粉じん作業職歴を可能な限り記載し、作成した記録の保存を確実にしているか。		じん肺法施行規則第22条参照
4	離職後の健康管理の推進	じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」を配付しているか。		
		粉じん作業に従事させたことがある労働者が、離職するに当たり、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等、離職後の健康管理に必要な書類をとりまとめ、求めに応じて労働者に提供しているか。		
5	アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策	局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善を図っているか。		